

遊佐町告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第551回遊佐町議会臨時会を令和3年11月30日遊佐町役場に招集する。

令和3年11月8日

遊佐町長 時田 博機

第551回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第82号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	中川三彦君	企画課長	佐藤光弥君
産業課長	渡会和裕君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	池田久君	町民課長	後藤夕貴君
会計管理者	舘内ひろみ君	教育長	那須栄一君
教育委員会 教育課長	菅原三恵子君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第551回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、報告いたします。上衣は自由にしてください。また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、遊佐町議会会議規則第127条の規定により、7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第551回遊佐町議会臨時会の運営について、

昨日、11月29日、午前10時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日11月30日、1日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に条例案件2件を一括上程し、条例案件2件の審議及び採決を行い、第551回臨時会を閉会したいと思います。議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第4まで、議第82号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか、条例案件1件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。第551回臨時会、大変ご苦勞様でございます。私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第82号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員について期末手当の改定を行うため提案するものであります。

議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、本町の一般職の職員の期末手当の改定を実施することに鑑み、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当について改定を行うため提案するものであります。以上条例案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたしますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 条例案件の審議を行います。

日程第3、議第82号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第82号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第551回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年11月30日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一